

## 広島市家庭用燃料電池設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、エネルギー利用のスマート化を推進し、もって地球温暖化防止に資するため、住宅に家庭用燃料電池を設置等する者に対し、予算の範囲内において、その設置等に要する経費の一部についての補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用燃料電池 都市ガス及びLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる設備
- (2) 住宅 本市の区域内に存する一戸建住宅、共同住宅又は分譲共同住宅をいう。ただし、公営住宅を除く。
- (3) 一戸建住宅 一つの建物が一つの住戸により構成される住宅であって、複数の世帯が入居する場合は、各世帯が独立して使用する部分相互の行き来ができるものをいう。  
なお、居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する住宅を含む。
- (4) 共同住宅 一つの建物が複数の住戸により構成される住宅であって、各世帯が入居する住戸が独立し、住戸内部で相互の行き来ができないもの（次号に定める分譲共同住宅を除く。）をいう。
- (5) 分譲共同住宅 共同住宅のうち、各世帯が入居する住戸をそれぞれが区分所有するものをいう。
- (6) 機器費 家庭用燃料電池の購入費で、一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象経費の機器費の内容と同様とする。
- (7) 工事費 家庭用燃料電池の設置に係る工事費で、一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象経費の工事費の内容と同様とする。

### (補助対象工事等)

第3条 補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住宅に第5条に定める家庭用燃料電池（以下「補助対象機器」という。）を設置するもの
- (2) 補助対象機器が設置された住宅を購入するもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市の区域内に居住する個人
- (2) 広島市税を滞納していない個人
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する個人

ア 一戸建住宅の所有者であって、自らが居住する当該一戸建住宅に補助対象機器を設置する個人

イ 共同住宅の所有者であって、自らが居住する当該共同住宅の住戸に補助対象機器を設置する個人

ウ 分譲共同住宅の区分所有者であって、居住する自らの専有部分に補助対象機器を設置する個人

エ 一戸建住宅の所有者であって、賃貸する当該一戸建住宅に補助対象機器を設置する個人

オ 共同住宅の所有者であって、賃貸する当該共同住宅の住戸に補助対象機器を設置する個人

カ 分譲共同住宅の区分所有者であって、賃貸する自らの専有部分に補助対象機器を設置する個人

キ 補助対象機器を設置する工事を実施する住宅の借入者であって、当該住宅の自らが居住の用に供する部分に補助対象機器を設置する個人

ク 自ら居住又は賃貸するために、補助対象機器が設置された一戸建住宅、共同住宅又は分譲共同住宅の専有部分を購入する個人

ケ 前各号に掲げる事項に類する個人で、市長が認める個人

- 2 前項第3号アからクに掲げた個人は、当該一戸建住宅又は当該共同住宅に当該個人以外の所有者がいる場合又は当該分譲共同住宅の補助対象工事等を実施する専有部分に当該個人以外の区分所有者がいる場合は、補助対象工事等を実施することについて、あらかじめ、他の所有者又は区分所有者全員の同意を得なければならない。

(補助対象機器等)

第5条 補助金の交付対象となる補助対象機器は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家庭用燃料電池とする。

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象システムとして指定されたもの。
- (2) 未使用品であるもの。
- (3) 1台当たりの機器費及び工事費の合計額が20万円以上のもの。
- (4) 本市の他の補助金の交付を受けていないもの。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、1台当たり3万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、別表1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の受付)

第8条 市長は、別に定める申請受付期間内に、先着順に前条の規定による補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

2 申請受付期間内であっても、当該年度に申請を受け付けた台数が、別に定める募集台数に達した場合は、その達した日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了する。

なお、受付終了日に提出された申請については、抽選により、受け付ける申請を決定する。

(交付の決定等)

第9条 市長は、受付を行った申請書及び別表1に掲げる書類を審査して、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、交付しない旨の決定をし、その旨を広島市家庭用燃料電池設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、申請書に記載した内容を変更しようとするときは、遅滞なく、広島市家庭用燃料電池設置計画変更申請書（第4号様式）に、別表1に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた申請者が、当該決定に係る補助対象工事等を廃止しようとするときは、遅滞なく、広島市家庭用燃料電池設置計画廃止申請書（第5号様式）を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 市長が、前項の規定による承認を行った場合は、補助金の交付の決定は取り消されたものとみなす。

(補助対象工事等の着工等)

- 第11条 補助金の交付の決定を受けた申請者が、第3条第1項第1号に定める補助対象工事等を実施するときは、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に補助対象機器の設置工事を実施しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定を受けた申請者が、第3条第1項第2号に定める補助対象工事等を実施するときは、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に補助対象機器が設置された住宅の代金を支払い、領収書を取得しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

- 第12条 補助金の交付の決定を受けた申請者(第10条第2項に規定する申請者を除く。)は、補助対象工事等の完了後、その完了の日から40日を経過する日又は別に定める日のいずれか早い日までに、広島市家庭用燃料電池設置補助金実績報告書兼交付請求書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に、別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第1項第1号に定める補助対象工事等における完了の日は、補助対象機器の設置工事が完了した日又は機器費及び工事費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日をいう。
- 3 第3条第1項第2号に定める補助対象工事等における完了の日は、補助対象機器が設置された住宅の代金を支払い、領収書を取得した日をいう。

(補助金の交付)

- 第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書及び別表2に掲げる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告書に係る補助対象工事等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を受けた申請者に広島市家庭用燃料電池設置補助金交付金額確定通知書(第7号様式)により通知し、補助金を交付するものとする。
- 2 一の申請者は、一の年度に一の住宅の補助対象機器に限り、補助金の交付を受けることができる。
- 3 一の補助対象機器に対する補助金の交付は、1回に限る。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 市長は、第12条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書及び別表2に掲げる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告書に係る補助対象工事等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要に応じてこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助金の交付の決定を受けた申請者に対して命令し、又は補助金の交付

の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により当該補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 補助金の交付を受けた者は、この要綱により補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を、補助対象工事等の完了の日から6年以内に、市長の承認を受けずに除却し、廃棄し、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（協力の要請）

第16条 市長は、第13条の規定により、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について、求めることができる。

- (1) 補助対象機器を設置した翌月から1年間における発生電力量等を、広島市家庭用燃料電池稼働状況報告書（第9号様式）により提出すること。
- (2) 本市又は広島市地球温暖化対策地域協議会が実施する事業に参加すること。

（委任規定）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

別表1（第7条及び第10条関係）

申請書に添える必要書類		補足説明
1	工事請負契約書等の写し	工事請負契約書（補助対象機器が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書）の写し又は注文書及び注文請書の写し
2	補助対象機器の機器費及び工事費の内訳が明記されている書類	補助対象機器の機器費及び工事費に係る費用が明記された工事費内訳書の写し等の書類
3	補助対象機器を設置する住宅の案内図	住宅地図等、補助対象機器を設置する住宅の位置が分かる地図
4	補助対象機器の設置前の現況写真	補助対象機器の設置前の現況を示すカラー写真
	新築住宅に補助対象機器を設置する場合（申請時に住宅がない場合）	建設予定地
	既築住宅に補助対象機器を設置する場合	補助対象機器を設置する場所及び補助対象機器を設置する住宅の全景
	補助対象機器が設置された住宅を購入する場合	不要（実績報告書提出時に提出）
5	広島市税の納税証明書の原本（市税について滞納がない旨の証明書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前の3か月以内に交付されたもの</li> <li>・広島市への転入時期により、納税証明書が交付されない場合は、納税証明書の不添付理由書（第11号様式）を提出</li> </ul>
6	住宅所有者の同意書（第10号様式）	補助対象機器を設置する住宅に、申請者以外の所有者（分譲共同住宅の場合は、区分所有者）がいる場合に提出
7	賃貸借契約書の写し	申請者が住宅を賃借している場合に提出
8	その他市長が必要と認める書類	

別表 2 (第 1 2 条関係)

実績報告書に添える書類		補足説明
1	補助対象機器に係る領収書の写し	補助対象機器の機器費及び工事費の額を交付申請時から変更したときは、変更後の費用が明記されている書類を別途、提出
2	補助対象機器の保証書等の写し	補助対象機器の保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写し
3	補助対象機器の設置後の現況写真	補助対象機器の設置後の現況を示す以下のカラー写真 ①補助対象機器の全景 ②補助対象機器の燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号が確認できる銘板 ③補助対象機器が設置された住宅の全景
4	「住民票の写し」の原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告日前の 3 か月以内に交付されたもの</li> <li>・ 申請書に添付した納税証明書の住所が、補助対象機器が設置された住宅の住所と同一の場合は不要</li> </ul>
5	その他市長が必要と認める書類	